

◎新潟県告示第708号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第17条の2の規定により次の寄附金を寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定した。

令和5年6月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定をした日

令和5年3月30日

2 指定寄附金の名称

魚沼の未来基金

3 指定寄附金を受け入れる者

(1) 名称

公益財団法人 パブリックリソース財団

(2) 代表者の氏名

久住 剛

(3) 所在地

東京都中央区湊二丁目16番25号

4 指定寄附金の受入れの目的及び用途

魚沼地域の住民や企業からの寄附を積み立てて、これを地域の未来を担う人材や団体に助成金として支給するもの

5 寄附金税額控除の対象となる期間

令和5年3月30日から令和10年3月29日まで